

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成22年度
計画主体	昭和村

昭和村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県昭和村産業建設課
所在地 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652
電話番号 0241-57-2117
FAX番号 0241-57-3044
メールアドレス sangyou@vill.showa.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ・ツキノワグマ・ハクビシン カワウ・カラス・カルガモ・アオサギ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	昭和村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成21年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル		0千円
	計	0千円
イノシシ		0千円
	計	0千円
ツキノワグマ	水稲	0千円
	野菜 カボチャ トウモロコシ	0千円
	計	0千円
ハクビシン		0千円
	計	0千円
カワウ	アユ、ウグイ、イワナ、 ヤマメ	435kg 721千円
	計	721千円

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	野菜 トマト	0千円
	計	0千円
カルガモ		0千円
	計	0千円
アオサギ	アユ、ウグイ、イワナ、 ヤマメ	0千円
	計	0千円
農作物被害計		0千円
水産物被害計		435kg 721千円
総計		435kg 721千円

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

農林水産業等への被害は特に確認されておらず、被害額は出ていない現状である。

しかし村内には1～2頭の個体が松山、両原、大芦地区で確認されており南会津町等の近隣町村における農作物等への被害を勘案し、今後個体数の増加などから被害が懸念される。

②イノシシ

農林水産業等への被害は特に確認されておらず、被害額は出ていない現状である。

そもそも従来生息していなかったが、平成21年度に下中津川地区において1頭が狩猟捕獲され平成22年度は5～6頭が大芦地区において目撃され個体数は少ないと思われるが生息の可能性が高く生態系への影響が危惧される。また、今後個体数の増加や生息域の拡大が進めば農作物への大きな被害や人的被害も懸念される。

③ツキノワグマ

平成21年度においては農林水産業等への被害は被害額としては出ていない現状である。

平成22年度においては被害が村内全域で確認され毎年特に8月から10月にかけて、カボチャ、トウモロコシ、収穫時期の水稻などの農作物への被害が大きく、今後対策を講じる必要がある。

また、近年は集落内の畑等に出没し、人的被害も懸念される。

④ハクビシン

農林水産業等への被害は被害額としては出ていない現状である。

しかし、家庭菜園等での被害がみられ今後は個体数の増加等により夏期から秋期にかけての農作物収穫期の被害及び住居や倉庫などへの侵入による被害が懸念されるため今後対策を講じる必要がある。

⑤カワウ

被害は村内野尻川流域で確認されており毎年6月から8月にかけて地元漁業組合が放流するアユ、ウグイ、イワナ、ヤマメなどに被害がみられ特にアユが大量に捕食され魚族資源への被害が著しい。

⑥カラス

農林水産業等への被害は被害額としては出ていない現状である。

しかし、家庭菜園等でのトマトなどの食害がみられ、今後は個体数の増加等により農作物収穫期に大きな被害が懸念されまた、人家周辺に出没するため、銃器での捕獲が難しい現状があるため今後対策を講じる必要がある。

⑦カルガモ

農林水産業等への被害は被害額としては出ていない現状である。

しかし、カルガモによる実害は村内全域でみられ、5月から6月にかけて田植え後の水田に飛来し、活着時期の水稲の生育に著しい影響を及ぼしている。被害は拡大傾向であるため今後対策を講じる必要がある。

⑧アオサギ

農林水産業等への被害は被害額としては出ていない現状である。

しかし、アオサギによる実害は、村内全域でみられ、カルガモと同様に5月から6月にかけて田植え後の水田に飛来し、活着時期の水稲の生育に著しい影響を及ぼしている。

また、村内主要河川において地元漁業組合が放流するアユ、イワナ、ヤマメ、ウグイなどが捕食され魚族資源へ今後対策を講じる必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成21年度)	目標値 (平成25年度)
農作物被害額	0千円	0千円
農作物被害面積	0	0
水産物被害額	721千円	648千円
水産物被害量	435kg	390kg

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	昭和村有害鳥獣捕獲隊を編成し、銃器、ワナによる捕獲を実施している。	狩猟者が減少し、捕獲の担い手の育成が急務である。 被害の増加に伴い、捕獲の出動要請が増加し従来の捕獲体制では対応が困難になっている。
防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵、緩衝帯は個人対応となっている。 追上げ、追払いについては捕獲隊により対応しているが、放任果樹等の除去は所有者が行うこととしている。 カワウ、アオサギについては野尻川漁協によりカカシ、テグス張りによる追い払いを行っている。	侵入防止柵、緩衝帯については個別対策にとどまっており、地域として被害を軽減するまでには至っていないため、今後地域ぐるみでの対策が必要。

(5) 今後の取組方針

<p>本村では、隔年周期ではあるがツキノワグマにおける水稻を中心とした被害が著しく、クリやナシなどの人家敷地内の放任果樹への出没による人的被害の懸念も高まっている。</p> <p>また、ハクビシン、カラス、などによる野菜への被害、カルガモによる水稻への被害、カワウ、アオサギなどによる魚族資源への被害などが増加しており、今後はニホンザルやイノシシなどによる新たな被害も思慮される。</p> <p>以上のことから今後は、昭和村有害鳥獣捕獲隊を中心とした関係機関及び地域ぐるみでの追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の設置などを推進するとともに、減少傾向にある捕獲活動の担い手育成を図り円滑な捕獲活動ができるよう努める。</p> <p>さらに、地域住民が主体となって被害防止対策を講じられるよう啓発を図る。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会両沼支部昭和分会より隊員の推薦を受けた者を、昭和村長が委嘱し昭和村有害鳥獣捕獲隊を編成している。

捕獲は、昭和村と昭和村有害鳥獣捕獲隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none">・ 生息状況、被害状況を把握する。・ 地域住民へ被害防止啓発活動を実施する。・ 対象鳥獣に応じた円滑な捕獲方法等の検討を実施する。・ 狩猟免許等の資格取得促進を図り担い手の確保に努める。
24	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none">・ 生息状況、被害状況を把握する。・ 地域住民へ被害防止啓発活動を実施する。・ 対象鳥獣に応じた円滑な捕獲方法等の検討を実施する。・ 狩猟免許等の資格取得促進を図り担い手の確保に努める。・ ニホンザル、イノシシ対策の研修を行う。・ 追払い機材等の整備を検討する。
25	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<ul style="list-style-type: none">・ 生息状況、被害状況を把握する。・ 地域住民へ被害防止啓発活動を実施する。・ 対象鳥獣に応じた円滑な捕獲方法等の検討を実施する。・ 狩猟免許等の資格取得促進を図り担い手の確保に努める。・ ニホンザル、イノシシ等の捕獲機材の整備を検討する

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第10次鳥獣保護事業計画、福島県ニホンザル保護管理計画、福島県イノシシ保護管理計画、福島県ツキノワグマ保護管理計画、福島県カワウ保護管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ニホンザル	福島県ニホンザル保護管理計画の基準による	福島県ニホンザル保護管理計画の基準による	福島県ニホンザル保護管理計画の基準による
イノシシ	福島県イノシシ保護管理計画の基準による	福島県イノシシ保護管理計画の基準による	福島県イノシシ保護管理計画の基準による
ツキノワグマ	福島県ツキノワグマ保護管理計画の基準による	福島県ツキノワグマ保護管理計画の基準による	福島県ツキノワグマ保護管理計画の基準による
ハクビシン	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による
カワウ	福島県カワウ保護管理計画の基準による	福島県カワウ保護管理計画の基準による	福島県カワウ保護管理計画の基準による
カラス	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による
カルガモ	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による
アオサギ	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による

捕獲等の取組内容	
<p>捕獲は、人的被害の危険及び農作物の被害が大きい地域を重点的に必要最低限の捕獲を行う。</p>	
ニホンザル	: 箱ワナ、銃器
イノシシ	: 箱ワナ、銃器
ツキノワグマ	: 箱ワナ、銃器
ハクビシン	: 箱ワナ
カワウ	: 銃器
カラス	: 銃器
カルガモ	: 銃器
アオサギ	: 銃器

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
なし	なし	なし	なし

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	<p>地域住民に対し、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い自衛意識を促す。</p> <p>地域の各種組織等による緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を推進する。</p>

年度	対象鳥獣	取組内容
24	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	地域住民に対し、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い自衛意識を促す。 地域の各種組織等による緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を推進するための体制整備を検討する。 侵入防止柵・電気柵等の導入、運用について検討する。
25	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カワウ カラス カルガモ アオサギ	地域住民に対し、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い自衛意識を促す。 地域の各種組織等による緩衝帯の設置や里山の整備、追払い、放任果樹の除去を推進するための体制整備を検討する。 侵入防止柵・電気柵等の導入、運用について検討する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	昭和村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
昭和村	協議会事務局、協議会に関する連絡調整を行う。
昭和村有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連の情報提供及び捕獲作業を行う。
県猟友会両沼支部昭和分会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県鳥獣保護員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する助言・指導を行う。
会津みどり農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導を行う。
野尻川非出資漁業協同組合	内水面における有害鳥獣関連の情報提供を行う。
昭和村行政区長会	地域における有害鳥獣関連の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
会津森林管理署 昭和森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 農業振興普及部	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 会津坂下農業普及所 金山普及所	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県会津農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法について、助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし
